



温室効果ガス排出量報告書 2026

エスベック株式会社

2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）環境パフォーマンスデータのうち ☒ で示す数値は、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を取得しています。

スコープ/カテゴリー		2025 年度実績 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1		☒	3,404
スコープ 2	マーケットベース	☒	5,855
	ロケーションベース	☒	15,099
スコープ 3			1,273,544
カテゴリー 1	購入した製品・サービス	☒	104,222
カテゴリー 2	資本財		4,499
カテゴリー 3	燃料・エネルギー（スコープ 1 - 2 除）		2,686
カテゴリー 4	輸送配送（上流）		2,442
カテゴリー 5	事業から出る廃棄物		286
カテゴリー 6	出張		1,344
カテゴリー 7	通勤		1,909
カテゴリー 8	リース資産（上流）		—
カテゴリー 9	輸送配送（下流）		500
カテゴリー 10	販売した製品の加工		—
カテゴリー 11	販売した製品の使用	☒	1,112,914
カテゴリー 12	販売した製品の廃棄	☒	42,743
カテゴリー 13	リース資産（下流）		—
カテゴリー 14	フランチャイズ		—
カテゴリー 15	投資		—

※ 各カテゴリーの排出量は四捨五入のため、合計値と一致しない場合があります。

【算定対象】

原則として、エスベック株式会社および連結子会社 12 社（2026 年 3 月末時点）。集計範囲が異なるデータは、算定方法に個別記載。

【算定方法】

エスベック株式会社およびグループ会社は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.1）」「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver.2.8）」（環境省・経済産業省）に基づき算定しています。具体的なスコープ別の算定方法は以下のとおりです。なお、排出係数等は表外に記載しています。

スコープ 1	【1】 【2】 の合計値として算定。 【1】 燃料の使用に伴う CO₂排出量 【2】 製造工程^{※1}・保有設備^{※2}から漏洩するフロンに伴う温室効果ガス（GHG）排出量 ※1: 製造工程における製品 1 台当たりのフロン漏洩量を基に各製品の販売台数および地球温暖化係数（GWP）を乗じて算定。 製品ごとのフロン漏洩量を取得できないグループ会社は、エスベック株式会社の販売台数当たりの GHG 排出原単位を用いて、年間販売台数を乗じて算定。上海愛斯佩克環境設備有限公司は決算期（暦年）の販売台数で算定。 ※2: 1)エスベック株式会社及び日本国内子会社（以下、「国内グループ会社」という）の保有設備の稼働によるフロンの漏洩。 2)日本以外のグループ会社での保有試験器の稼働・廃棄によるフロンの漏洩（廃棄によるフロンの漏洩は、フロン回収・破壊制度が未整備の国を対象として算定）。
--------	---

スコープ2	電力使用量を基に以下を用いて算定。 【マーケットベース】日本国内拠点は電気事業者別の調整後排出係数を用いて算定。海外拠点(ESPEC NORTH AMERICA,INC.を除く)はIEAが公表する国別排出係数を用いて算定。ESPEC NORTH AMERICA,INC.はe-GRIDを用いて算定。再生可能エネルギー電力は排出係数をゼロとして算定し、非化石証書等を活用して再生可能エネルギーを調達。 【ロケーションベース】日本国内拠点は環境省公表の全国平均係数を用いて算定。海外拠点(ESPEC NORTH AMERICA,INC.を除く)はIEAが公表する国別排出係数を用いて算定。ESPEC NORTH AMERICA,INC.はe-GRIDを用いて算定。
スコープ3	
カテゴリー1	製造にかかる原材料・部品等の調達額を基に算定。品目ごとの調達額が取得できないグループ会社はエスベック株式会社の品目ごとの調達割合を用いて算定。 愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司、上海愛ス佩克環境設備有限公司は各社の決算期（暦年）の調達額で算定。
カテゴリー2	固定資産取得額を基に算定。
カテゴリー3	エネルギー使用量を基に算定。エスベック株式会社および ESPEC NORTH AMERICA,INC. 以外のグループ会社は「電気・熱使用量あたりの排出原単位」及び「LCI データベース IDEA version 2.3」を用いて算定。
カテゴリー4	エスベック株式会社は自社が荷主となる日本国内の輸送について燃費法を用いて算定。顧客が荷主の輸送分はカテゴリー9で算定。ESPEC NORTH AMERICA,INC.は輸送手段別の移動距離より算定。 その他のグループ会社は算定除外。
カテゴリー5	事業から出る廃棄物重量を基に算定。 愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司は情報不足のため算定除外。
カテゴリー6	出張金額を基に算定。交通手段別のデータが取得できないグループ会社は従業員数を基に「従業員当たり排出原単位」を用いて算定。
カテゴリー7	通勤交通費を基に算定。交通手段別のデータが取得できないグループ会社は従業員数と稼働日数を基に「従業員数・勤務日数当たり排出原単位」を用いて算定。
カテゴリー9	エスベック株式会社のみを対象とし、顧客が荷主となる日本国内の輸送について燃費法を用いて算定。エスベック株式会社が荷主の輸送分はカテゴリー4で算定。
カテゴリー11	販売した製品の顧客先での使用におけるエネルギー消費量を基に、下記により算定。 販売台数×製品グループ別の代表モデルの消費電力(kWh)※1×24時間×365日×稼働年数※2×稼働率※2×電力のCO₂排出係数※3 ※1: 製品グループ別の代表モデルの消費電力データが取得できないグループ会社は、エスベック株式会社の製品グループ別の算定結果を基に全販売製品について算定。 ※2: エスベック株式会社が定める環境配慮設計ガイドライン（第7版）に基づき稼働年数7年・稼働率80%と仮定。 ※3: 国内グループ会社は、販売製品の仕向地域別に電力のCO₂排出係数を適用して算定。日本向けは全国平均係数を使用し、日本以外の地域についてはIEA国別係数を使用した。ただし、米州は米国、欧州はドイツ、日本・中国・韓国を除くアジアはタイの国別係数をそれぞれ適用した。日本以外のグループ会社については、その所在国を販売製品の仕向国と仮定し、IEA国別係数またはEPA e-GRIDを使用した。 上海愛ス佩克環境設備有限公司は決算期（暦年）の販売台数で算定。
カテゴリー12	【1】【2】の合計値として算定。 【1】市場からの廃棄台数を当年度販売台数と同数と仮定し、その装置重量に基づき、装置の材料構成比を用いて種類別・廃棄処理方法別に案分し算定。装置の材料構成比の種類別・廃棄処理方法別の重量データが取得できないグループ会社は、エスベック株式会社の製品グループ別の算定結果を基に全販売製品について算定。 【2】フロン回収・破壊制度が未整備の国で製品廃棄時に大気放出されるフロン漏洩量を算定。日本以外のグループ会社は、その所在国を販売製品の仕向国と仮定して算定。 上海愛ス佩克環境設備有限公司は決算期（暦年）の販売台数で算定。

▼排出係数等

- ・「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（環境省・経済産業省）
- ・「第6次評価報告書」（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の地球温暖化係数（GWP）
- ・「電気事業者別排出係数一覧（令和8年提出用）」（環境省・経済産業省）
- ・「Emission Factors 2025」（国際エネルギー機関（IEA）の2023年排出係数
- ・「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（Ver.3.6）」（環境省）
- ・「LCI データベース IDEA version 2.3」（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 社会とLCA研究グループ 一般社団法人 産業環境管理協会）
- ・GHG Emission Factors Hub (2025)（United States Environmental Protection Agency (EPA)）
- ・e-GRID with 2023 Data (Revision 2 Released: June 12, 2025)（United States Environmental Protection Agency (EPA)）
- ・Supply Chain Greenhouse Gas Emission Factors v1.3.0 (EPA)

独立業務実施者の保証報告書

2026 年 8 月 25 日

エスベック株式会社

代表取締役社長 荒田 知 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役

後藤 知弘



デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、エスベック株式会社（以下「会社」という。）が作成した「温室効果ガス排出量報告書 2026」（以下「報告書」という。）に記載されている ☒ の付された 2026 年 3 月 31 日をもって終了する 2025 年度の温室効果ガス排出量（以下「温室効果ガス情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、報告書の温室効果ガス情報に注記されている算定及び報告の規準（報告書の【算定対象】【算定方法】）に準拠して温室効果ガス情報を作成する責任を負っている。この責任には、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない温室効果ガス情報を作成するために必要な内部統制を整備及び運用することが含まれる。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会が公表した「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、温室効果ガス情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際保証業務基準 3000 号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際保証業務基準 3410 号「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法及び報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、並びに以下を含んでいる。

- ・ 温室効果ガス情報の算定及び報告に適用される規準の適合性及び利用可能性の評価
- ・ 不正又は誤謬による温室効果ガス情報に生じる重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
- ・ 温室効果ガス情報を識別するための企業のプロセスを含む、会社の内部統制システムの理解
- ・ 事業所の往査
- ・ 見積手法の適切性及び適用の一貫性の評価
- ・ 温室効果ガス情報の表示の妥当性の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類及び時期が異なり、その範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準よりも相当程度に低い。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、温室効果ガス情報が、報告書の温室効果ガス情報に注記されている算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上